

令和2年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会

令和3年3月12日(金) 10:30～
聖カタリナ大学 松山市駅キャンパス
聖トマス館 2階 第1会議室

愛媛県後期高齢者医療広域連合事務局

令和2年度 愛媛県後期高齢者医療広域連合懇話会 次第

次第

1. 委員紹介

2. 会長挨拶

3. 議題

(1)財政状況について 1

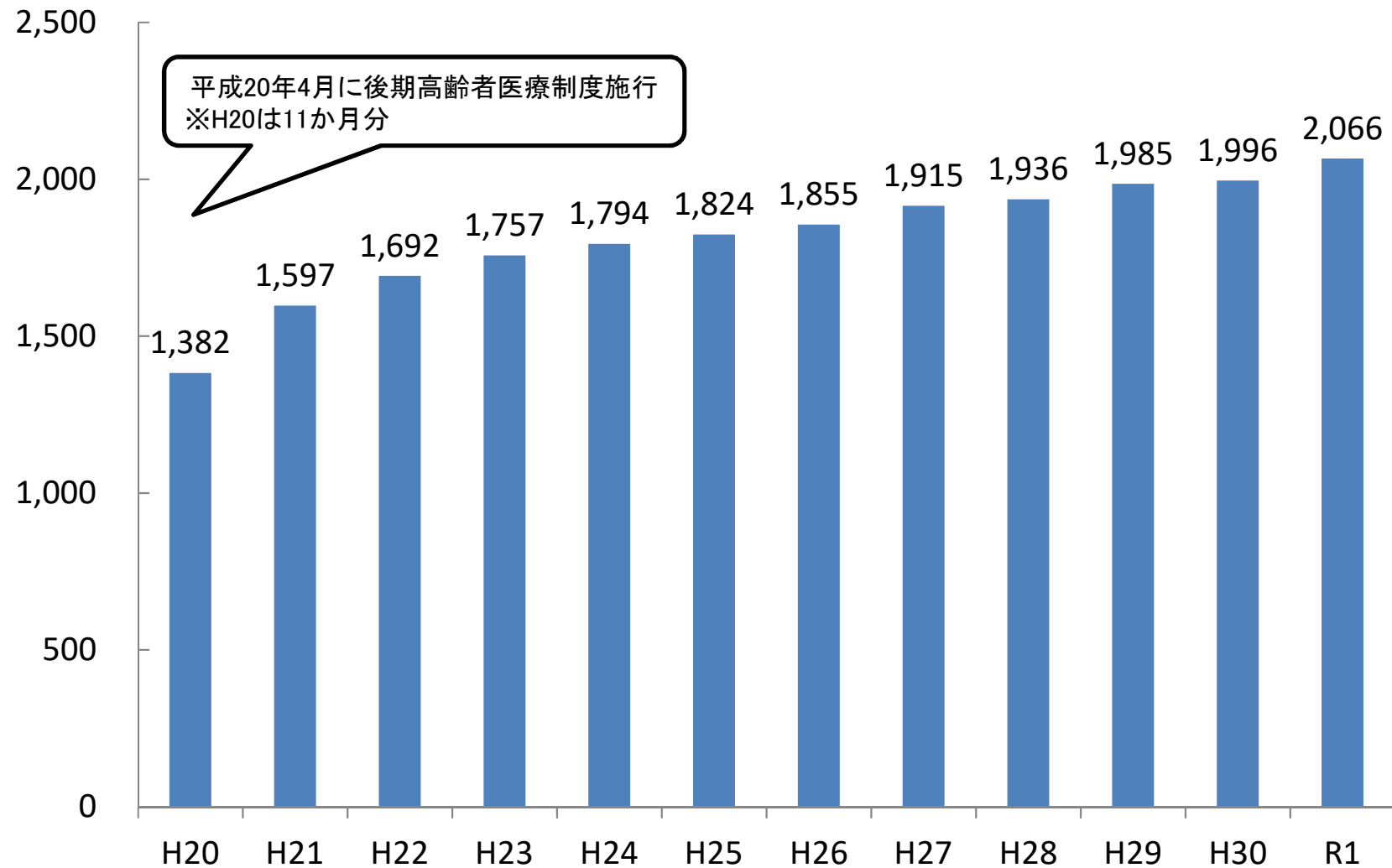
(2)保険料について 8

(3)保健事業について 14

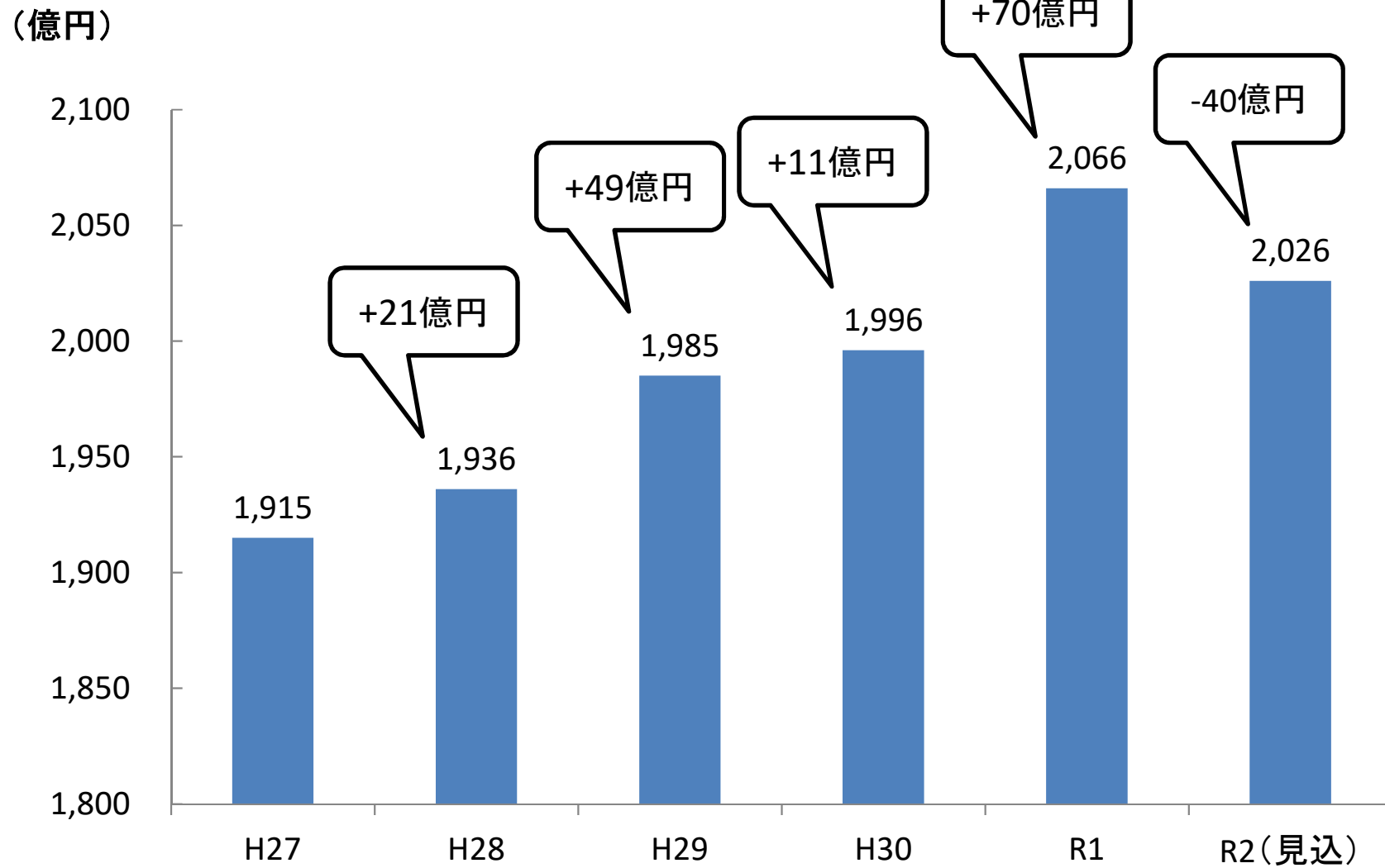
(1)財政状況について

医療給付費の状況①

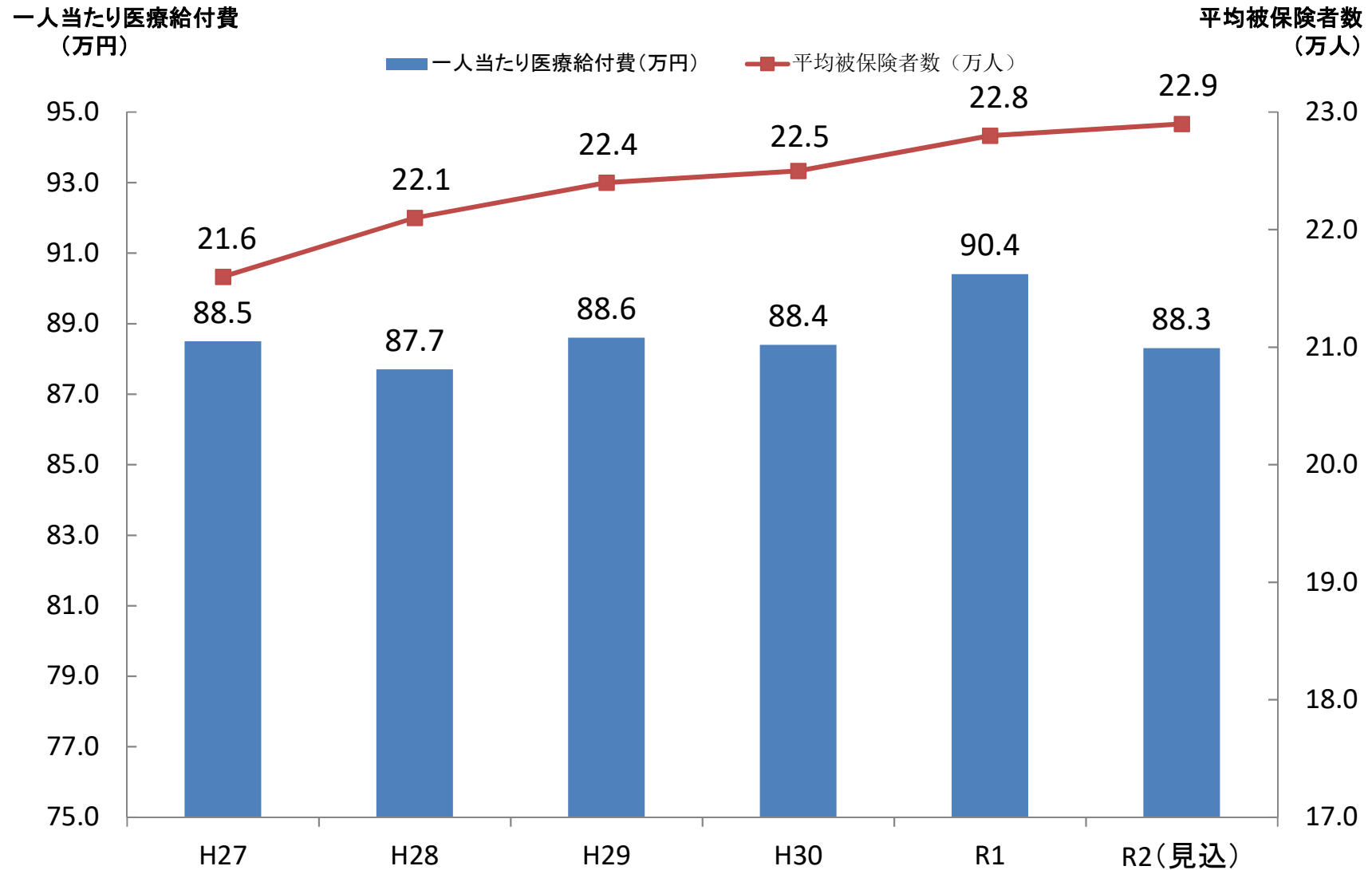
(億円)



医療給付費の状況②

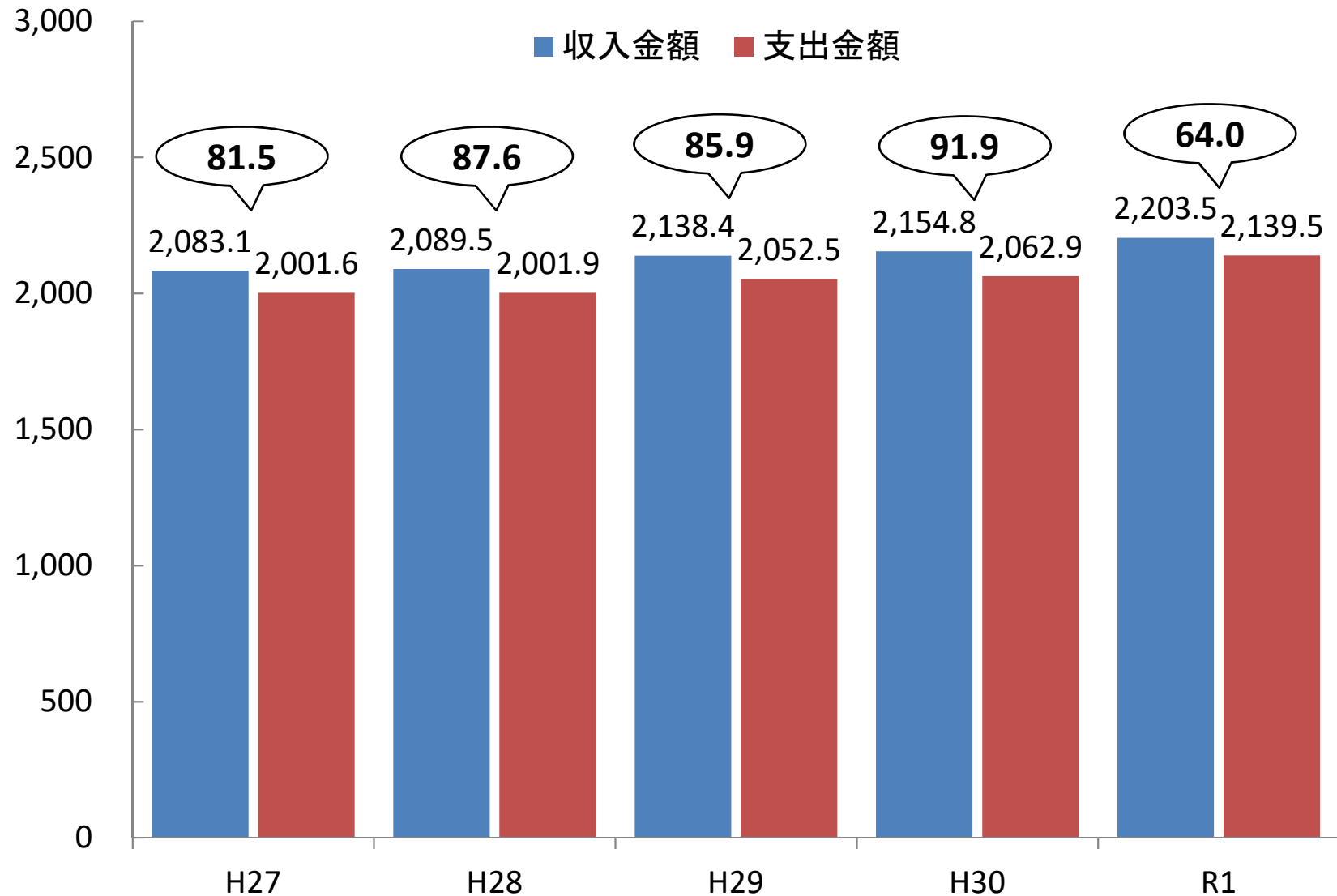


一人当たり医療給付費と被保険者数の状況



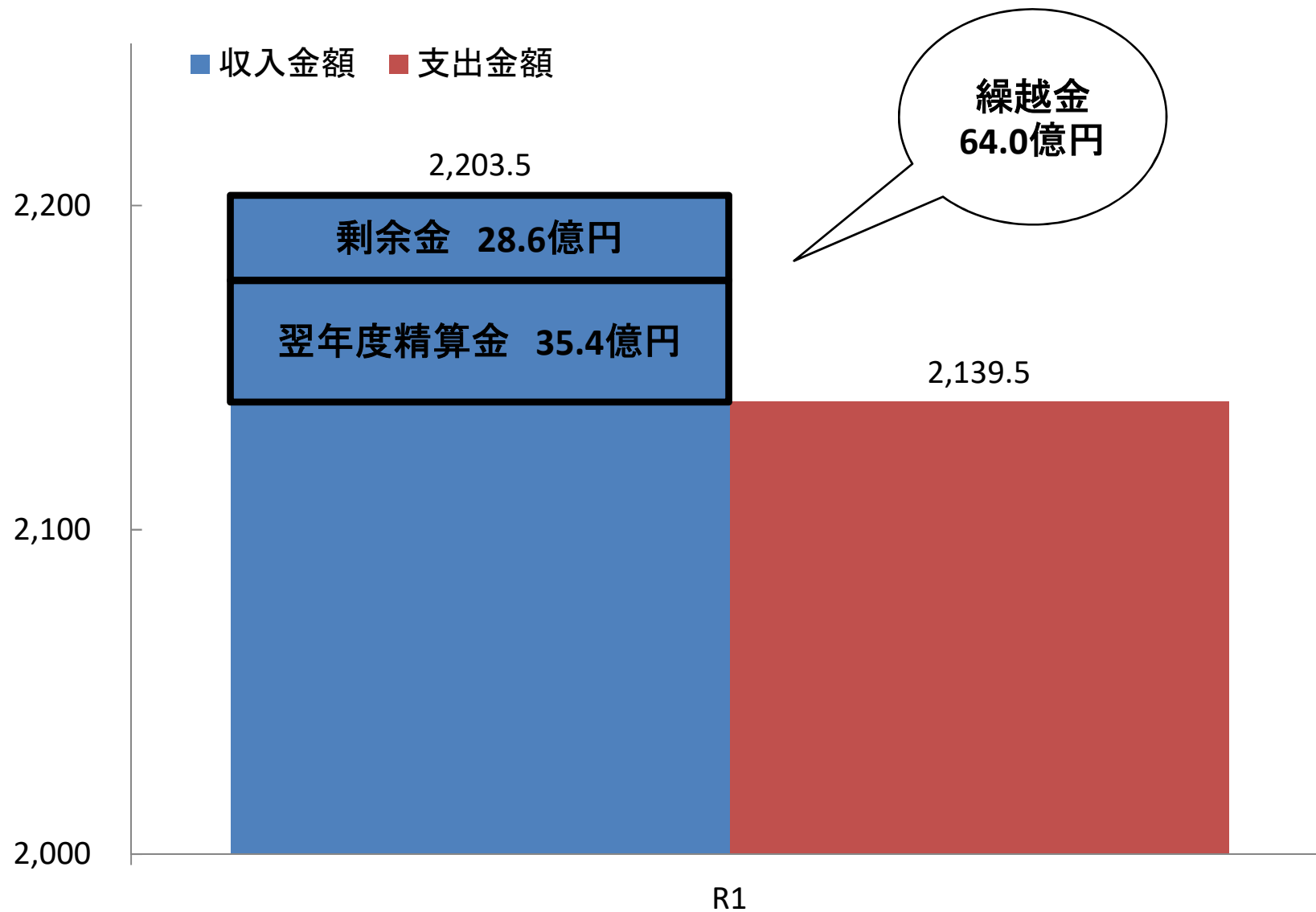
特別会計の収支決算状況①

(億円)



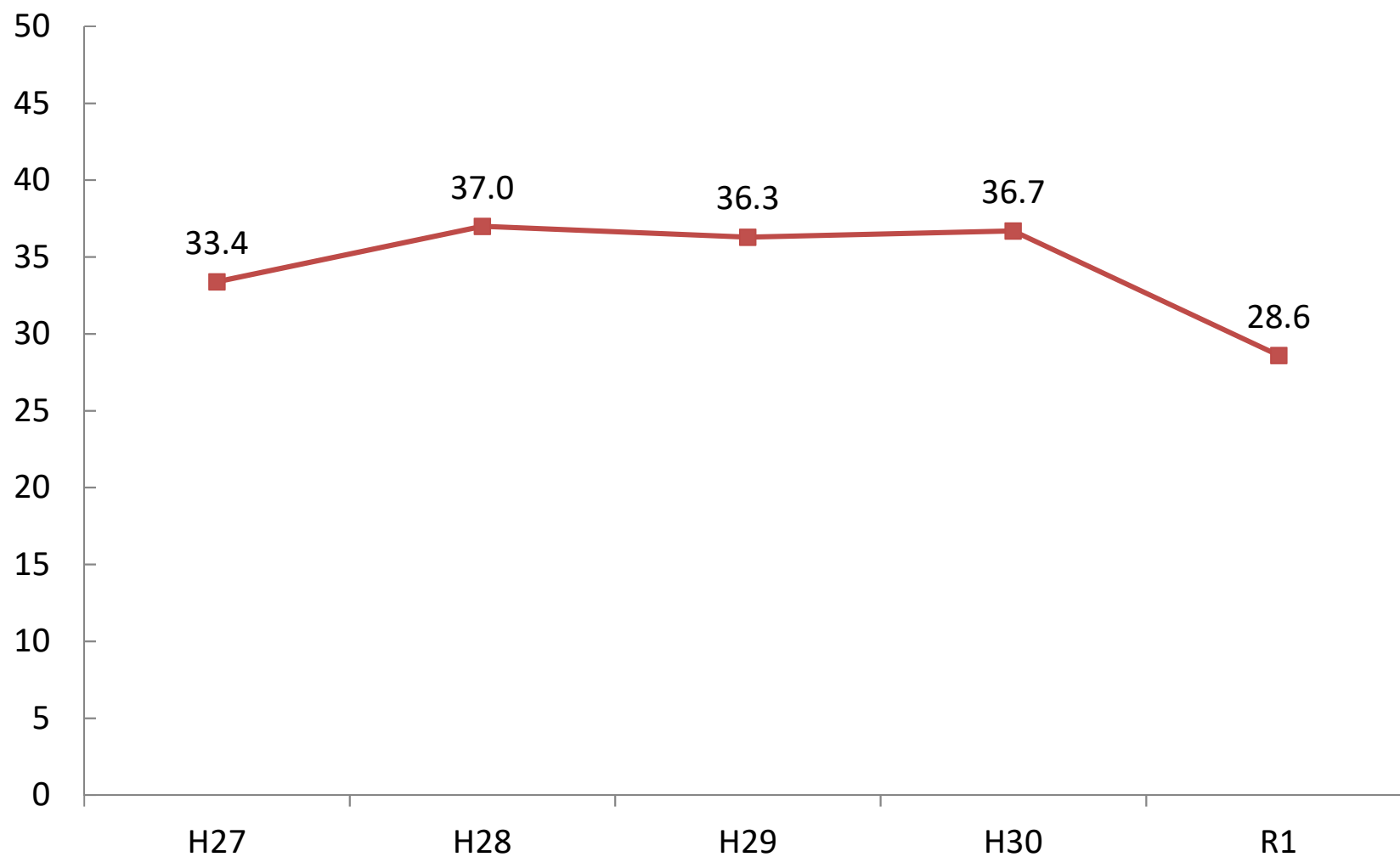
特別会計の収支決算状況②

(億円)



剰余金の状況

(億円)



(2) 保険料について

- 医療費負担のしくみ
- 国の保険料軽減特例等の見直し
- 税制改正に伴う保険料算定基準の見直し
- 保険料収納率

医療費負担のしくみ

○財源イメージ

※令和2・3年度保険料率改定時の試算より抜粋

費 用 額						
医療給付費等 2,108億円						
収 入 額						
国庫負担金(3/12) 529億円		普通調整 交付金(1/12) 175億円	県負担金 (1/12) 175億円	市町 負担金 (1/12) 175億円	各保険者支援金 842億円	保険料 188億円
公費負担分 約5割 (1,054億円)		支援分 約4割 (842億円)			被保険者負担分 約1割 (212億円)	剰余金・基金 24億円

国の保険料軽減特例等の見直し

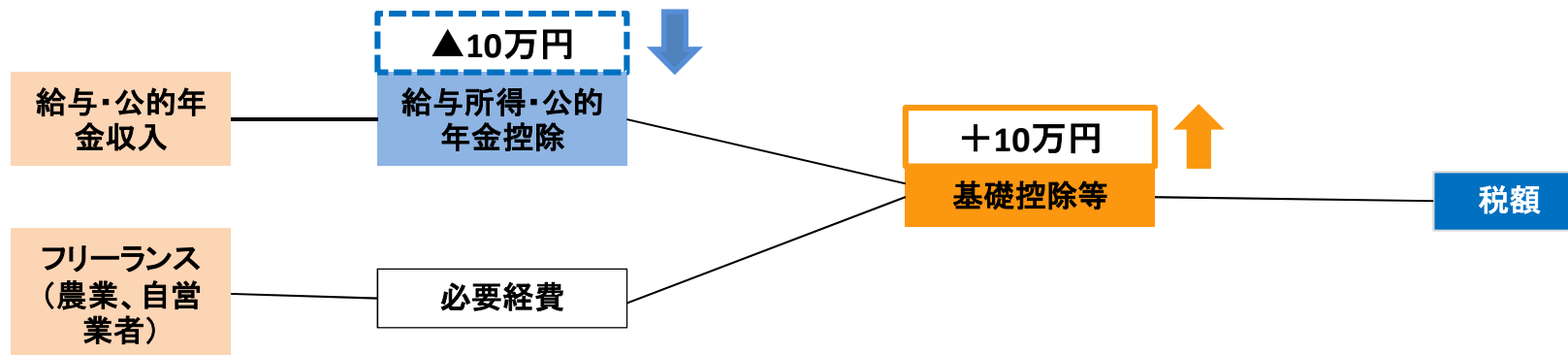
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	【所得の低い被保険者に対する軽減】				
均等割	9割軽減 33万円以下 うち世帯の被保険者全員の各種所得なし		8割軽減 33万円以下 うち世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割軽減 33万円以下 うち世帯の被保険者全員の各種所得なし	7割軽減 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	8. 5割軽減 33万円以下			7. 75割軽減 33万円以下	7割軽減 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下
	5割軽減 【33万円+27万円×被保険者数以下】	5割軽減 【33万円+27.5万円×被保険者数以下】	5割軽減 【33万円+28万円×被保険者数以下】	5割軽減 【33万円+28.5万円×被保険者数以下】	5割軽減 【43万円+28.5万円×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)以下】
	2割軽減 【33万円+49万円×被保険者数以下】	2割軽減 【33万円+50万円×被保険者数以下】	2割軽減 【33万円+51万円×被保険者数以下】	2割軽減 【33万円+52万円×被保険者数以下】	2割軽減 【43万円+52万円×被保険者数 +10万×(給与所得者等の数-1)以下】
所得割 (※)	2割軽減	軽減廃止			
※旧ただし書所得が58万円以下の場合の軽減措置					
	【被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減】				
均等割	7割軽減	5割軽減	5割軽減 (資格取得後2年を経過する月まで)		
所得割	当面は賦課しないが、賦課開始する時期を引き続き検討				

税制改正に伴う保険料算定基準の見直し

(1) 平成30年度税制改正の概要

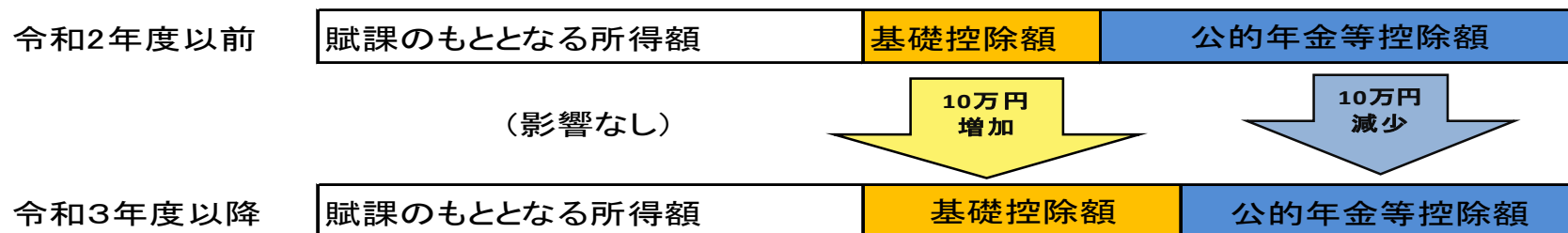
○給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

働き方の多様化を踏まえ、働き方の改革を後押しする等の観点から、特定の収入のみ適用される給与所得及び公的年金等控除の控除額をそれぞれ10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除額が10万円引き上げられました。



○保険料の算出の基礎となる所得への影響について

(年金収入のみの世帯の場合)



公的年金等の控除額が10万円引き下げられましたが、併せて基礎控除額が10万円引き上げられたため、賦課のもととなる所得額に変更はありません。

(2) 保険料軽減判定基準の見直し

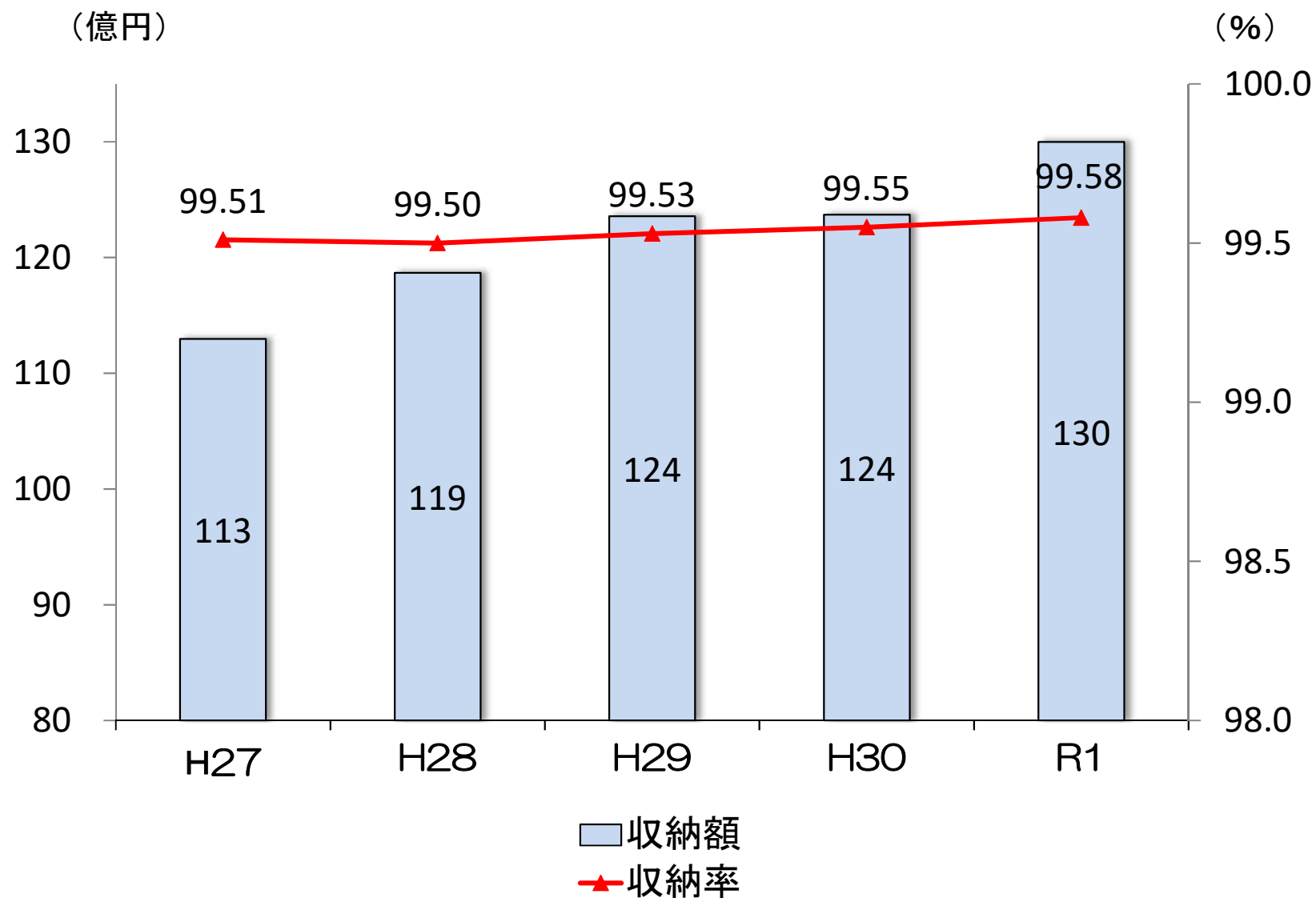
税制改正に伴い、基礎控除額を基準としている均等割額の減額基準も引き上げられます。

また、給与所得控除や公的年金等控除の引き下げによって所得が増加する方が世帯に2人以上いる場合は、基礎控除の引き上げによる基準の引き上げ分を超えてしまい、保険料の減額対象から外れたり、軽減が縮小する場合があります。一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける者が世帯に2人以上いる場合には、その合計数から1を引いた数に×10万円を加えることで、税制改正の影響が生じないように改正されました。

軽減割合	令和2年度の基準		令和3年度の基準
7割	33万円以下		43万円 +10万円×(★給与所得者等の数－1)以下
5割	33万円 +(28.5万円×被保険者数)以下	→	43万円 +(28.5万円×被保険者数) +10万円×(★給与所得者等の数－1)以下
2割	33万円 +(52万円×被保険者数)以下		43万円 +(52万円×被保険者数) +10万円×(★給与所得者等の数－1)以下

★一定の給与所得者(給与収入55万円超)と公的年金等の支給を受ける者(公的年金等の収入が60万円超の65歳未満の者、または公的年金の収入が125万円超の65歳以上の者)

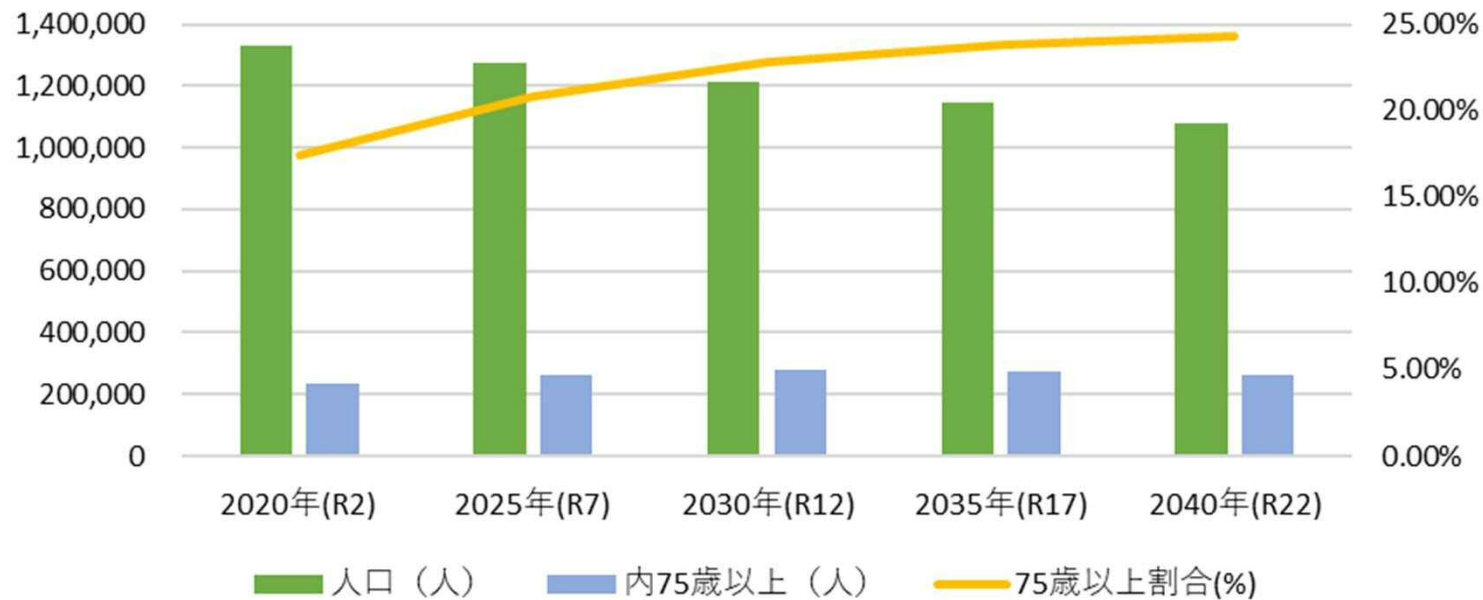
保険料収納率の推移



(3) 保健事業について

愛媛県の高齢者数の今後の伸びについて

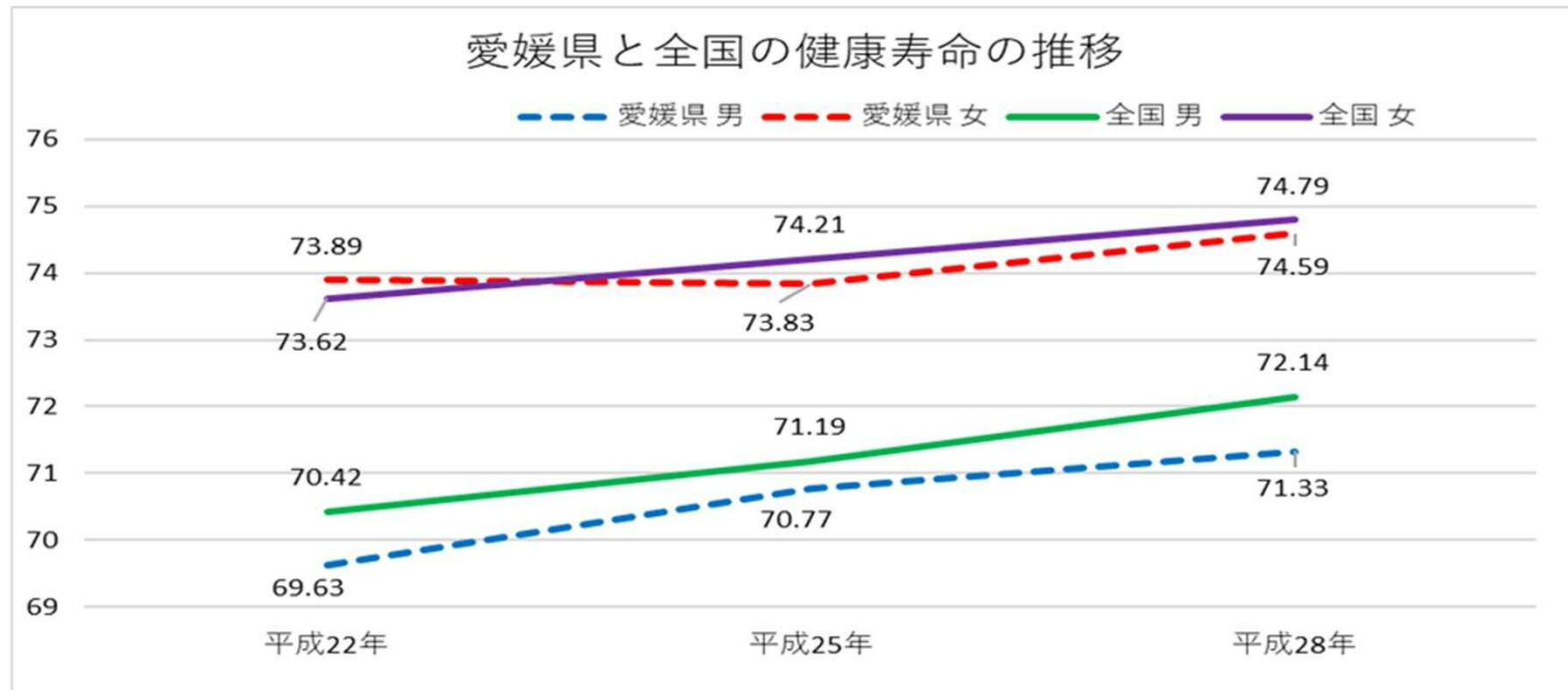
愛媛県将来推計人口



愛媛県将来推計人口	人口 (人)	内75歳以上 (人)	75歳以上割合 (%)
2020年(R2)	1,332,802	232,577	17.45%
2025年(R7)	1,274,128	265,118	20.81%
2030年(R12)	1,212,388	277,164	22.86%
2035年(R17)	1,148,113	272,888	23.77%
2040年(R22)	1,080,610	262,427	24.29%

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

愛媛県と全国の健康寿命の推移



健康寿命 (歳)		平成22年	平成25年	平成28年
愛媛県	男	69.63	70.77	71.33
	女	73.89	73.83	74.59
全国	男	70.42	71.19	72.14
	女	73.62	74.21	74.79

出典：厚生労働省「健康日本21（第二次）の推進に関する研究」

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の流れ(国)

- ・ 健康寿命延伸プラン 【2019（R1）.5】 健康寿命とは…心身ともに自立し、健康的に生活できる期間
高齢者の身体的、精神的及び社会的な特性（フレイル等）を踏まえ、保健事業と介護予防を効果的かつ効率的に行い、高齢者の一人ひとりの状況に応じたきめ細かなものとするため、市町村において、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進する。

【愛媛県の状況】

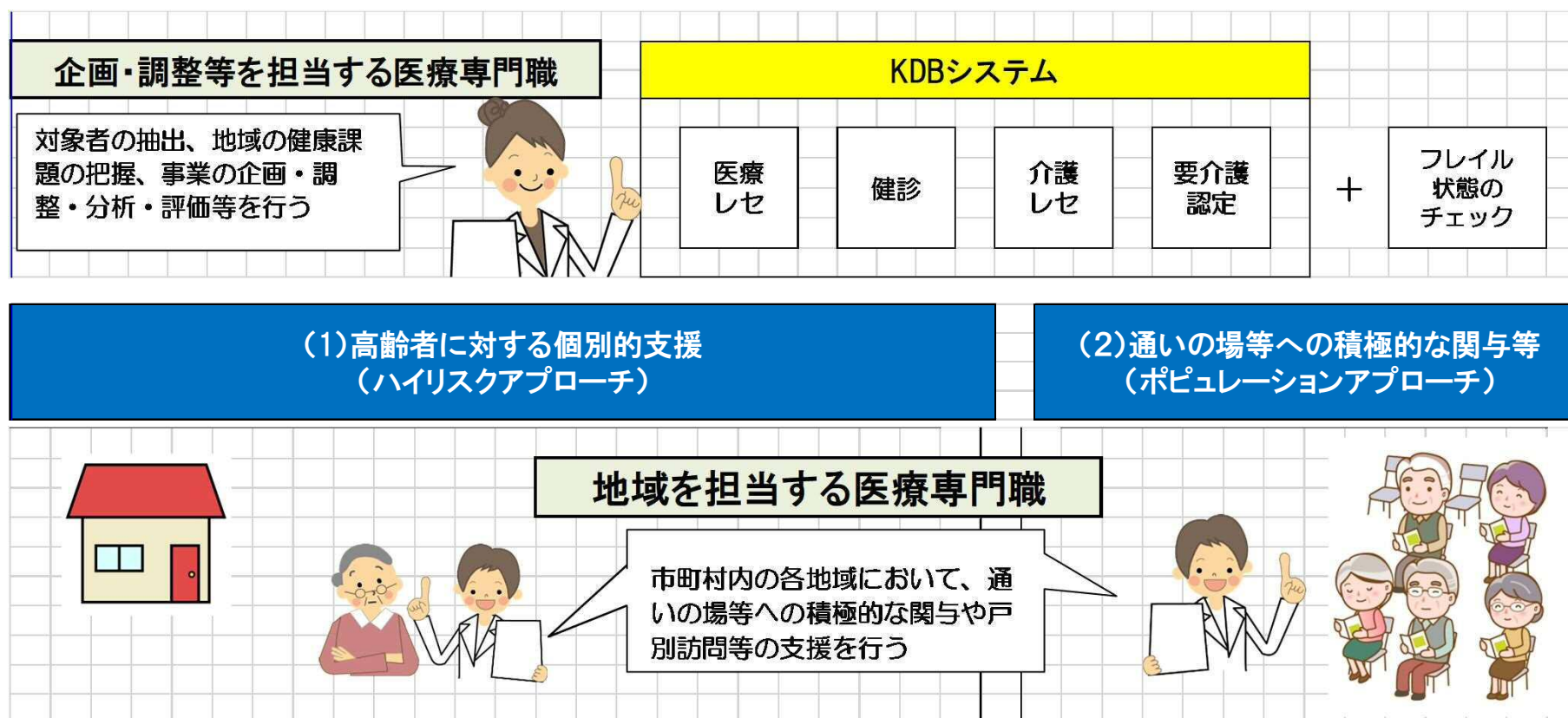
平成27年 平均寿命 男性80.2歳、女性86.8歳（全国平均は少し下回る）

平成28年 健康寿命 男性71.3歳 女性74.6歳（平均寿命と10歳前後の差）

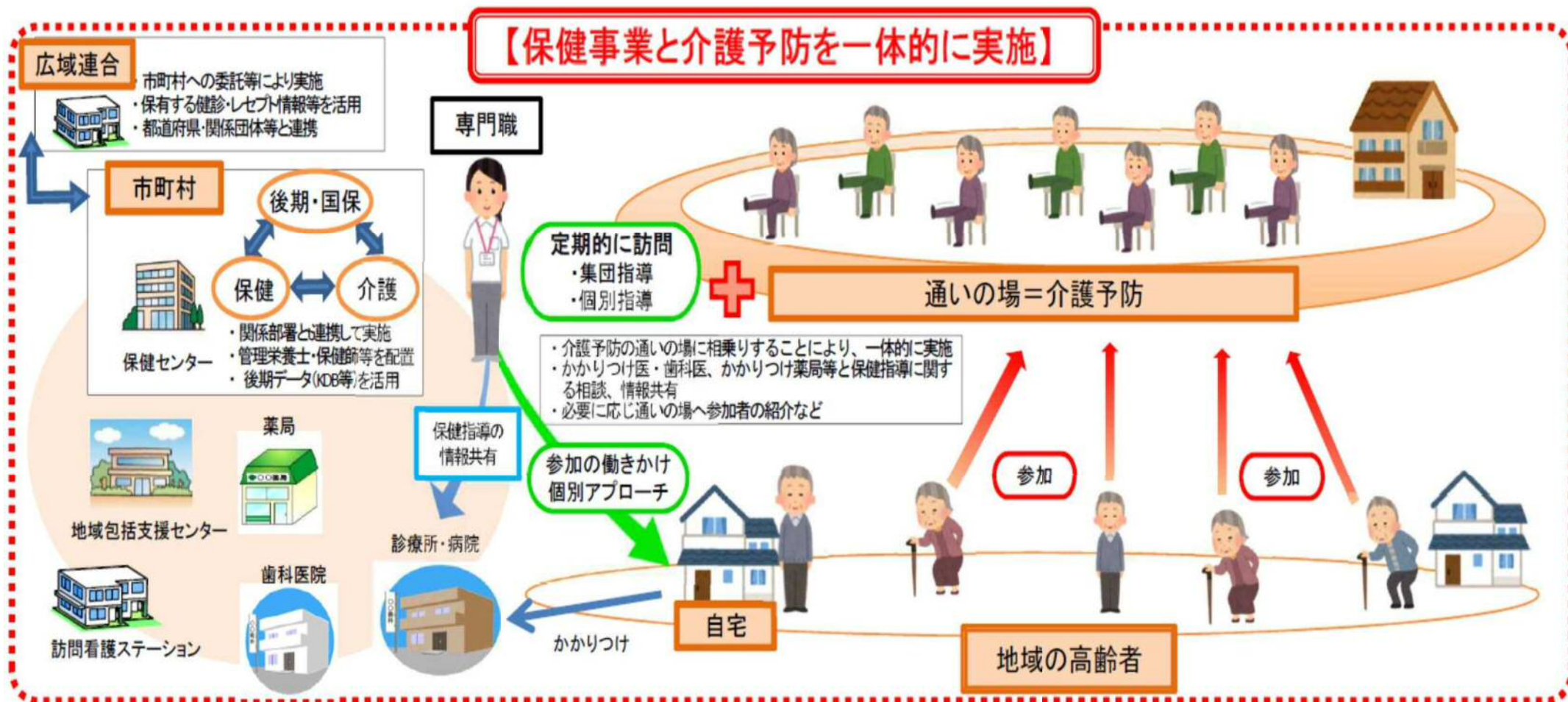
実施年度				進捗管理指標	
2019年度	2020年度	2021年度	2022年度～2025年度	実施指標 (アウトプット)	成果指標 (アウトカム)
2020年度からの本格展開に向け、高齢者の通いの場を中心とした介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防の市町村における先行的な取組を支援 2020年度からの本格展開に向け市町村の先行的な取組を整理したガイドラインを国が取りまとめて提示	・後期高齢者医療制度の特別調整交付金の活用により、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施を本格的に展開 ・安定的な事業展開となるまでの間、先進事例について支援 ・高齢者に対して、専門的知見・市民自ら積極的に参画したくなる取組による予防サービスが継続して提供されるよう、後期高齢者の保健事業と国民健康保険の保健事業・介護の地域支援事業の一体的実施を推進			○2024年度までに全ての市区町村において一体的な実施を展開	○平均寿命の増加 分を上回る健康寿命の増加

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施で何が変わるか

- ・ 市町で一体的な事業を実施する医療専門職の配置
- ・ 国保データベースシステム等による地域の健康課題の分析
- ・ 抽出した情報をもとにした高齢者に対するアウトリーチ支援
- ・ 通いの場等における医療専門職の関与・医療関係団体との連携



（参考） 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 事業イメージ



当広域の令和2年度事業

・令和2年度事業

★5市町へ委託 （松山市・宇和島市・四国中央市・松前町・砥部町）

	取組区分		個別的支援実施者数		取組区分		個別的支援実施者数	
個別的支援 (ハイリスクアプローチ)	低栄養	宇和島	9	人	重症化予防 (その他の生活習慣病)	宇和島	1	人
		松前	1	人		松前	32	人
		砥部	1	人		松山	50	人
	重症化予防 (糖尿病性腎症)	松山	7	人	健康状態不明者等	宇和島	183	人
		宇和島	2	人		四国中央	123	人
		四国中央	1	人		松前	37	人
		松前	4	人		砥部	25	人
		砥部	2	人	合計		478	人
通いの場等 への関与 (ポピュレーションアプローチ)	関与した通いの場 (サロン・体操クラブ等)	松山	18	カ所	関与した通いの場 (サロン・体操クラブ等)	松前	4	カ所
		宇和島	30	カ所		砥部	23	カ所
		四国中央	12	カ所	合計		87	カ所

当広域の令和3年度予定

・令和3年度事業

★16市町へ委託予定（西条市・久万高原町・内子町・松野町はR4以降に実施）

	開始時期	関与する 圏域数/日常生活圏域 数	関与する 通いの場の数 /通いの場等 の全数		開始時期	関与する 圏域数/日常生活圏域 数	関与する 通いの場の数 /通いの場等 の全数
松山市	R2	12/40	36/464	大洲市	R3予定	1/3	10/29
宇和島市	R2	7/7	66/153	伊予市	R3予定	3/3	5/71
四国中央市	R2	4/4	12/79	西予市	R3予定	3/3	未定/121
松前町	R2	1/1	48/52	東温市	R3予定	1/1	5/17
砥部町	R2	1/1	29/29	上島町	R3予定	1/1	9/19
今治市	R3予定	5/16	16/220	伊方町	R3予定	3/3	3/32
八幡浜市	R3予定	2/2	35/75	鬼北町	R3予定	1/1	30/42
新居浜市	R3予定	4/4	98/98	愛南町	R3予定	5/5	8/42

日常生活圏域...

おおむね30分以内に必要なサービス(住まい・医療・介護・予防・生活支援)が一体的に提供される市町が設定した「地域包括ケアシステム」の単位

健康診査概要及び受診者数・受診率

★健康診査事業 ―継続―

令和元年度より後期高齢者の健診で利用する質問票が、フレイルなどの高齢者の特性を踏まえた健康状態を問診により総合的に把握する「後期高齢者の質問票」に変更されている。

生活習慣病の早期発見・治療につなげるとともに、治療中断等による重症化を防ぎ、後期高齢者の健康能力の保持及び健康意識の向上を図ることに加え、フレイルの予防により健康寿命の延伸を目的としている。

○ 受診実績

受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は無料で受診できる。

年 度	受診対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	204, 864	27, 249	13. 3%
平成30年度	202, 473	24, 963	12. 3%

○ 全国平均 30. 5%

歯科口腔診査概要及び受診者数・受診率

★歯科口腔健康診査事業 ―継続―

口腔疾患の早期発見・治療につなげるとともに、加齢に伴う口腔機能の低下（オーラル・フレイル）を予防し、その他の疾病予防、後期高齢者の健康能力の保持及び健康意識の向上を図ることを目的としている。

受診費用は広域連合が負担するため、被保険者は無料で受診できる。

広域連合と愛媛県歯科医師会とで実施に係る委託契約を締結し、6月～2月に登録医療機関で受診する。

令和2年度より市町での受診申込み受付を開始

○ 受診実績

年 度	受診対象者数	受診者数	受診率
令和元年度	204, 864	1, 998	1. 0%
平成30年度	202, 473	1, 482	0. 7%

第2期データヘルス計画 中間改定（案）について （1）

- データヘルス計画とは
- 医療保険者は、医療データ（レセプト）・介護データ・健康診査結果をデータ分析し、その結果を用いたデータヘルス計画（保健事業実施計画）を策定し、保健事業を実施していくこととなった。
（「日本再興戦略」 平成25年6月14日閣議決定）
- 医療・介護・健診情報（健康診査の結果やレセプトから得られる情報、各種保健医療関係統計資料、介護に関する情報等）を活用し、効果的な保健事業を実施することで、生活習慣病対策をはじめとする、被保険者の健康増進、重症化予防等を行おうとするものである。
- 第2期「データヘルス計画」は、平成30年度～令和5年度の6カ年計画



- ★3年経過したため、中間改定を実施する。

第2期データヘルス計画中間改定（案）について （2）

主な新設・追記

新設 ★高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の取組項目

〔 令和2年度より「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」が始まり2024年度（R6）までに、全市町で取り組むこととされている 〕

追記 ★フレイルに関する基本的な情報の周知、健康教育・健康相談の実施

〔 計画当初は、低栄養・服薬に関する取組みを計画していたが、基本的な情報の周知が不足しているとの声があったため、事業内容として追加することとした。
また、一体的実施の取組みで、ポピュレーションアプローチとしてフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施することとされているため、事業内容に追加した。 〕

★「保健事業目標数値等まとめ」2018（H30）、2019（R1）年度実績

★計画当初、事業検討等になっていた新規取組みについて目標設定

第2期データヘルス計画中間改定（案）目標（1）

事業名	事業目的	事業目標 (指標)	目標数値等						評価方法
			2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	
(1) 健康診査事業	生活習慣病の早期発見・治療及び重症化予防	受診率の向上	A 1.4%	A 1.0%	前年度受診率+0.7%				受診率により評価
(2) 歯科口腔健康診査事業	口腔疾病の早期発見・治療	受診率の向上	B 0.19%	A 0.24%	前年度受診率+0.2%				受診率により評価
(3) 重複・頻回受診者訪問指導事業	医療機関の適正受診につながる指導実施	受診内容の適正化	B 改善率 43.4 %	A 改善率 51.0 %	改善率50%				訪問指導対象者の受診動向改善率で評価
(4) 後発医薬品利用差額通知事業	先発薬より安価な後発医薬品の利用促進	後発医薬品の利用割合の増加	A 利用率 71.8%	B 利用率 74.8%	利用率 80%	利用率80%以上			後発医薬品の利用率により評価

第2期データヘルス計画中間改定（案）目標（2）

事業名	事業目的	事業 目標 (指標)	目標数値等						評価方法
			2018年 (H30)	2019年 (R1)	2020年 (R2)	2021年 (R3)	2022年 (R4)	2023年 (R5)	
(5) 糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病の早期発見・治療中断者への介入	新規透析導入患者の抑制	準備・検討 実施開始 →県マニュアル(国保・後期高齢者版)改訂		前年度比+0.0%未満			糖尿病患者の人工透析率の低減により評価	
(6) 高齢者の特性に応じたフレイル対策への取組み	フレイル予防につながる低栄養防止や服薬相談・指導等の実施	フレイル対策事業の検討・実施	事業及び実施体制の確立 →低栄養防止マニュアル作成		—	前年度参加人数+100%	前年度参加人数+50%	医療専門職等が関与した通いの場等の参加者数	
(7) 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施の取組み	高齢者の多様な課題に対応した細やかな保健事業の実施	実施市町数の増加			2020年5市町 前年度目標市町+5市町			実施市町数で評価	